

鴻巣市事務処理誤り等に対する措置に関する要領第 5 条に係る公表（令和6年8月公表分）

	判明日	件名	概要	個人情報漏えいの有無 （件数）	再発防止策	所管課 （連絡先）
	R6.8.15	在宅重度心身障害者手当所得審査結果の誤送付について	令和 6 年度在宅重度心身障害者手当所得審査結果を他の対象者に誤って封入して誤送付した案件が発生。 正しくは A 氏に A 氏宛の鴻巣市在宅重度心身障害者手当所得審査結果通知書、B 氏に B 氏宛の所得審査結果通知書及び申告勧奨通知を送付すべきところ、誤って A 氏に対し、A 氏宛文書と合わせて B 氏宛の文書を混入させ送付してしまったもの。	有 （1 件）	事務処理マニュアルの見直しを行い、見直し後のマニュアルを周知徹底する。 ・印刷時に、一覧表と通知の突合をし、印刷部数の確認をする。 ・封入前に、印刷した通知文の数と同じ数の封筒を準備し、封入数にずれがないか確認できるようにする。 ・封入・封緘時に、一覧表と送付物の通数確認を十分に行う。 ・封入後の再確認の際に、作業従事者にその方法をきちんと伝える。（例：封筒から文書を全て出して確認する。封入された文書の枚数をきちんと数える。） ・課内マニュアルとして、封入封緘発送マニュアル（共通編）を作成し、令和6年8月中に課内に周知する。	障がい福祉課 048-541-1537